



# 島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第42号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	2
研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則	（        ”        ）	2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第38号）

## 1 規則の概要

様式の整備

## 2 施行期日

平成26年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第39号）

## 1 規則の概要

研修支援資金の貸与回数は、後期研修医に対して平成24年度から平成26年度までの間に 1 回目の貸与をする場合にあっては、連続する 2 年度で 2 回までとすることとした。（第 5 条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第38号

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

ふりがな		大学及び 大学院名等	大学 学科 学年在学
氏名			

を

」

「

ふりがな		大学及び 大学院名等	大学 学科 学年在学 年度入学
氏名			
性別	男性 ・ 女性		

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

**島根県規則第39号**

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成24年度」の次に「から平成26年度までの間に」を加え、「、平成25年度に貸与を開始する場合にあっては1回」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。